

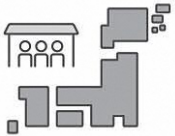
回答はかんたん便利なインターネットで！ 令和2年国勢調査はじまります

5年に1度の国勢調査が9月14日（月）からはじまります。9月中旬から調査員が各世帯に調査書類を持って訪問します。10月1日午前0時現在で出生している赤ちゃんも調査対象です。

町では、新型コロナウイルス感染症への対策として、スマートフォンなどで24時間いつでもかんたんに回答できるインターネット回答を推奨しています。皆様のご協力をお願いします。


国勢調査ってどんな調査？

全世界帯が対象




日本に住んでいるすべての人と世帯が対象です。生まれたばかりの赤ちゃんや外国人の方も対象に含まれます。

最も重要な調査




統計法という法律に基づいて、5年に一度実施される、日本で最も重要な統計調査です。

回答の義務あり



法律で回答することが義務付けられています。回答が確認できない場合、国勢調査員が調査票の受け取りにお伺いします。

調査書類は調査員が世帯ごとに配布



調査員が各世帯を訪問し、調査書類をお届けします。ご不在の場合は郵便受けに配布します。

全16問でかんたん


世帯員の数 出生の年月

16

職業 住居

出生の年月や職業など世帯員に関する設問と、住居の種類や世帯員の数などの世帯に関する設問の16問です。

調査結果は身近な暮らしに活用




災害時に必要な物資を備えたり、コンビニの出店計画に利用されるなど、わたしたちの生活の身近なところに役立てられています。

国勢調査のよくある質問？


Q1 国勢調査は必ず回答しなければならないのですか？

国勢調査は、各種の行政施策や数多くの企業・団体で幅広く活用される国で最も重要で大切な調査です。皆様から正確な回答をいただけない場合、統計が不正確なものとなってしまいます。このため、法律で回答の義務が定められています。必ずご回答ください。



Q2 住民票の登録データがあるのに、国勢調査を行うのはなぜですか？

一人暮らしの学生や施設にいらっしゃるお年寄りなど、必ずしも住民票と住んでいる場所が一致しない方がいらっしゃるから、ふだん住んでいる場所で調査する国勢調査が重要です。また、国勢調査では働く人の数など、住民票にはないデータが得られます。



日本に住む全世界帯参加の国勢調査はじまります。

5年に1度の日本で最も重要な統計調査「国勢調査」が、2020年（令和2年）10月1日現在で実施します。「日本に住む人々や世帯」について知ること。生活環境の改善や防災対策など、わたしたちの生活に欠かせない種々多岐にわたる大切な調査です。みんなで参加して、みんなで日本の未来をつくっていき、100年目の「みんなの国勢調査」。

9月14日からインターネット回答がはじまります。



Let's Join!! #みんなの国勢調査

インターネット回答期間

9/14

 月

10/7

 水

10/1 10/7

国勢調査2020 

国勢調査をよそ見た詐欺(さむ)や不審な調査にご注意ください。 国勢調査 〇〇〇

総務省統計局・建設省・自治体

●お問い合わせ先 町企画課 ☎096-234-01115



◀8月より供用開始した熊本甲佐総合運動公園のテニスコート

熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」

テニスコート（砂入り人工芝）8面が供用開始

■震災からの復興のシンボル
がまたひとつ完成

8月1日（土）熊本甲佐総合運動公園「緑川リバーサイドパーク」（愛称：Kパークこうさ）内のテニスコート8面が供用開始となりました。今後、各種大会での活用が見込まれており、にぎわいの創出が期待されます。

同テニスコートは、町が国土交通省と連携して水辺空間を活用したまちづくりを進める「甲佐地区かわまちづくり事業」の一環として、2億3800万円をかけて整備。安津橋一帯の緑川河川敷に震災からの復興のシンボルの1つとして位置づけた施設の整備を進めており、町民が集いスポーツを楽しむことができる場として、昨年10月に完成したサッカー場（人工芝・天然芝各1面）と今回供用開始となったテニスコート（8面）のほか、野球場（1面）を令和3年に、ソフトボール場（1面）を令和4年

に、ランニングコースを令和5年に順次整備する計画です。サッカー場およびテニスコートには、照明設備も整備し、サッカー場夜間照明は9月から、テニスコート夜間照明は令和3年4月からの供用開始を予定しています。

■熊本甲佐総合運動公園 テニスコートご利用案内

同運動公園テニスコートの使用料などは次のとおりです。なお、使用日の1週間前までに町社会教育課までに申請書の提出が必要です。詳細はお尋ねください。

●利用時間

午前9時～午後10時

●使用料（1時間）

1面 300円

※夜間照明は1面あたり別途400円が必要

※町外在住者などは各料金の2倍
※使用料については後日、町社会教育課から納付書を送付します
▼お申し込み・お問い合わせ先
町社会教育課

☎096・234・2447